

## 入 会 承 諾 書

私は、貴シルバー人材センターへ入会を申し込むにあたり、次の事項を承諾するとともに、これを遵守し、責任ある行動を行います。また、貴シルバー人材センターの名誉や信用を失うような言動を慎み、事業発展に貢献するよう努めます。

1. シルバー人材センターの基本理念、目的趣旨に賛同し、貴シルバー人材センターの定款、会員就業規程その他諸規程を遵守すること。
2. シルバー人材センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業またはその他軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するものであることを理解し、就業に際しては、シルバー人材センターと発注者が協議して決定した条件とする。
3. 入会しても、いつも就業できるとは限らないこと。
4. 就業にあたり、常に安全・適正就業に心掛け、傷害事故、損害事故、交通事故等を起こさないよう十分注意し、事故が発生した場合は、速やかにシルバー人材センターへ連絡の上、適切な処置を行うこと。
5. 請負・委任による就業の場合は、会員と発注者あるいはシルバー人材センターの間には雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規及び労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険の適用がないこと。但し、派遣による就業は雇用関係が生じる為、労災保険は適用されます。
6. 請負・委任による就業中及び通勤途上の傷害事故発生時の会員への補償については、「シルバー保険」の保険金給付内容の範囲内とすること。
7. 物損事故等を起こした時は、別に定める「物損事故等に伴う賠償金の一部負担金の徴収に関する取扱基準」より賠償金の一部を負担すること。  
ただし、会員の故意又は重大な過失等に起因する賠償責任が発生した場合は、上記基準に関わらず「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償額をシルバー人材センターは会員に求めることができる。
8. シルバー人材センター組織活動並びに就業にあたって、知り得た内部情報や個人情報等は、他に漏らさないこと。
9. 入会にあたり要配慮個人情報の提出に同意するとともに、入会に際して提出された個人情報は、シルバー人材センターが別紙「個人情報の利用目的」の事項について利用できること。
10. シルバー派遣事業の適用を受ける場合は、派遣にもとづく契約や諸規程の適用を受けること。

令和 年 月 日

公益社団法人 赤穂市シルバー人材センター  
理 事 長 吉 備 徳 治 様

住 所 赤穂市

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族氏名（会員との続柄 \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_ 印